平成２７年（フ）第３７号
静岡市葵区大岩２丁目47番４－１号、旧住所静岡市葵区羽鳥大門町16番22号
破産者　森藤　繁明
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２３５号
愛知県尾張旭市東名西町１丁目23番地
破産者　大津　敦志
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２６号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目12番３号　フジ建材リース寮216号、住民票上の住所名古屋市緑区大将ケ根２丁目1043番地　ベルメゾン鳴海301号
破産者　髙木　信一
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８６号
名古屋市天白区原２丁目3507番地の２　グランメールＫＡＺＵ501号
破産者　髙津　典久
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４７号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘９棟408号
破産者　久保山英明
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８４号
名古屋市天白区島田３丁目613番地、従前の住所名古屋市瑞穂区平郷町２丁目４番地
破産者　阪野　慶子
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
滋賀県長浜市祇園町157番地１　ハイツＴ＆ＡⅡ208号室
破産者　堀　　克則
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
京都府京丹後市峰山町泉15番地
破産者　髙田　茂吉
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５５号
京都府与謝郡与謝野町字四辻1045番地
破産者　加畑　輝行
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第８１５号
神戸市東灘区住吉東町３丁目９番38号、開始決定時の住所神戸市灘区徳井町３丁目３番12―103号
破産者　魚こころこと　川本　貴司
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７号
神戸市西区玉津町居住87番地の１　603号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬950番地の13
破産者　亀田　良洋
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
神戸市西区北別府４丁目12番地の３　304号
破産者　服部　　博
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４９０号
熊本市北区鶴羽田４丁目６番15号
破産者　梶　　修一
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１８号
熊本市東区広木町10番20号、前住所熊本市東区広木町10番14号
破産者　大田黒肯哉
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４７号
熊本県合志市野々島4393番地210　ワイズコテイジ206号
破産者　道脇　正俊
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
鹿児島県薩摩川内市中郷２丁目９番７号　レオパレスＳｐｒｉｎｇＰｉｎｅ104、前住所鹿児島県薩摩川内市宮里町500番地21
破産者　永吉　　實
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
北海道旭川市東光６条８丁目４番３号
破産者　長岡　　誠
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
北海道旭川市豊岡７条６丁目６番５号
破産者　富田不二男
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部